

社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会 職員採用試験案内

(令和8年4月採用)

葛城市の地域福祉推進を図るため、葛城市社会福祉協議会が実施する業務に熱意を持って従事することができる職員を、下記のとおり募集します。

1 募集職種・予定人数及び受験資格等

職種	採用予定人数	主な業務内容	受験資格等
総合職	1名程度	・法人運営（人事・労務・経理等）に関する業務 ・福祉総合ステーション指定管理事業に関する業務 ・その他、本会が行う業務	・平成3年4月2日以降に生まれた人 ・学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人 ・普通自動車免許を有する人（令和8年3月取得見込みの人を含む）
介護支援専門員	1名程度	・居宅介護支援事業所における業務 ・総合相談業務 ・その他、本会が行う業務	・昭和51年4月2日以降に生まれた人 ・学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、介護支援専門員の資格を有する人 ・普通自動車免許を有する人（令和8年3月取得見込みの人を含む）

※職種にかかわらず、採用後は他の業務にも従事する場合があります。

●次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時、場所、合格発表

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
一次試験 (筆記試験) (適性検査) (論文試験)	令和7年10月19日(日) 受付：13時から13時20分 試験：13時30分から16時	葛城市福祉総合ステーション (葛城市染野 789 番地 1)	令和7年11月上旬 可否にかかわらず受験者全員 に郵便で通知します。
二次試験 (面接試験)	令和7年11月27日(木) 午後1時30分～	葛城市福祉総合ステーション (葛城市染野 789 番地 1)	令和7年12月中旬 可否にかかわらず受験者全員 に郵便で通知します。

3 受験申込・受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の交付

試験案内及び受験申込書は、葛城市社会福祉協議会ホームページからダウンロードするか、葛城市社会福祉協議会事務所（葛城市福祉総合ステーション内）で交付します。

(2) 申込期間及び申込方法等

申込期間は、令和7年8月19日(火)から令和7年10月10日(金)の午前9時から午後5時まで(土日祝も受付可)です。

申込方法は、葛城市社会福祉協議会事務所（葛城市福祉総合ステーション内）まで必要書類を持参してください。

(3) 提出書類等（提出書類は、一切お返しいたしません。）

①職員採用試験受験申込書（ホームページからダウンロードする方は、A4サイズの白色の紙に黒色のインクで印刷してご利用ください。）

②写真2枚（同一のもの） ※直近3ヶ月以内に撮影した上半身（縦4cm×横3cm）のもの。

※1枚は職員採用試験受験申込書に貼付し、もう1枚は申込時に持参してください。

4 合格から採用まで

(1) 一次試験合格者には、次の書類を速やかに提出していただきます。

最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書	大学院を修了もしくは修了見込みの人は、大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて提出してください。
最終学校成績証明書又は成績見込証明書	
普通自動車運転免許証の写し（取得済の方のみ）	
上記のほか、資格要件がある職種については、登録証の写しなど資格等要件を満たしていることが証明できるもの。	

(2) 受験資格がないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(3) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日付採用の予定です。

(4) 最終合格者のうち、卒業見込みの人及び免許を必要とする試験区分の人については、所定の時期までに卒業又は免許を取得することができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(5) 採用予定日（令和8年4月1日）までに資格要件を喪失した者については、採用できません。

(6) 最終合格者は、採用までに別途書類の提出を求めることがあります。

(7) 心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合又は職務の遂行に耐えない場合には、採用取消となります。

5 給与・勤務条件

(1) 給 与

高校卒	月額 188,000円～220,000円
短大卒	月額 204,400円～232,200円
大学卒	月額 220,000円～241,400円

※この他、地域手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。

また、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※学校卒業から採用までの間に募集職種に関連のある職務経験がある人は、その職種・職歴等に応じた給料（等級）加算を5年を限度として行います。

※職務経験とは、会社員、団体職員、公務員等として、雇用形態に関わらず1つの企業等に勤務した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみ算入できます。休職期間（育児休業等）は職務経験には含めません。

※一次試験合格後に、職務経験に関する受験資格を証明するため、在職期間証明書を提出する必要があります。（様式は本会ホームページに掲載）

会社倒産等の理由により、証明書が提出できない場合は、職務経験について客観的な証明のできる書類等を用意し、総務課まで必ずお問い合わせください。

※上記に記載の金額等は、令和7年7月1日現在のものです。制度改正等により金額や支給方法等が変更になる場合があります。

(2) 休 暇

年次有給休暇（年20日〔4月1日採用の場合、採用の年は15日〕）のほか、病気休暇、特別休暇、育児休暇、介護休暇等の制度があります。

(3) 勤務時間

変形労働時間制（1ヶ月単位）・シフト制による交代勤務

（基本：1週間あたり38時間45分）

【問い合わせ先】

〒639-0273 奈良県葛城市染野789番地1

社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会 総務課 岩橋・熨斗

電話 0745-48-3373



ホームページ